

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

琴浦町長 福本 まり子

市町村名 (市町村コード)	鳥取県東伯郡琴浦町 (313718)	
地域名 (地域内農業集落名)	下郷地区 (下光好集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、以前は水稻の作付がほとんどであったが、現在水稻のほかに集落内及び隣村の酪農家による飼料作物の作付がメインとなっている。また、地元のブロッコリー農家による水田転作及び集落西側の山に位置する畑地において作付が行われている地域である。</p> <p>集落の担い手は、酪農、ブロッコリーといった広い面積を集積できる農業者が30歳代～50歳代となっており、今後10年後も集積することができると見込まれている。また、集落で中山間直接払交付金制度による集落協定や多面的機能支払交付金制度により組織した活動組織などの活動に取り組んでおり、集落で農地維持管理の同種取り決めを行い維持管理を行っている。今後、さらに地域の活性化を進めるためには、近隣集落の担い手や地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築がすることが課題である。このため、引き続き担い手の農地を集約するとともに、飼料作物の持続的な耕作を図るためコントラ組合など作業委託を検討していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】 地域内の農業従事者数:21人(認定農業者等7人うち法人数1) 主な作物:水稻、飼料作物、ブロッコリー</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>酪農家及びブロッコリー農家を中心とした担い手が農地の集積・集約化を行い、維持をしてきたこれまでの取り組みを継続する。地域内で耕作する担い手が営農を継続できるよう農作業の効率化を図る必要があることから農業機器の導入や更新を進める。あわせて、飼料作物による農地維持を継続するため、集落内及び近隣の酪農家による集積・集約だけでなく飼料作物生産を(合)東伯コントラ組合に委託して飼料作物生産を進める。</p> <p>また、これまで地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 あわせて、地域内の再生可能な荒廃農地に対し、農地中間管理再生活用事業など再生事業を実施し担い手へ貸し付ける取組みを進めることにより、実効性の高い担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
アンケートにより貸付意向を有する者の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落の担い手は酪農家が主体となっていることから、大型機械を有する担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備について検討する。検討にあたっては、酪農家だけでなく、集落外の大きく農地の集約が見込まれるブロッコリーや芝農家、白ねぎ農家のニーズを踏まえ対応していくものとする。 また、機械の大型化に対応した農道や進入路などの拡幅、老朽化した水路等用排水設備の改善について農用地の大区画化・汎用化等の実施にあわせて実施するよう検討する。 あわせてまた、飼料作物への転換前は芝が生産されていたことから耕土が薄くなっている農用地も多く、飼料作物への転換への支障となっていることから、客土を実施することについて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や大山乳業農協、集落、JA及び生産組合(生産部)と連携し地域内外から多様な経営体の受入について、生産する農地や空き家の情報提供、あつせんをし栽培技術や優良な中古品を含む農業用機械の購入・レンタルなどの支援に協力することで相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため飼料作物の生産は(合)東伯コントラ組合に作業の委託をするとともに、水稲の生産については、高齢化に伴う作業が困難な者はJAに委託する。 また、担い手が引き受けるまでの管理作業は、集落協定に基づき集落住民で管理・保全し、必要に応じて所有者又は耕作者が民間事業者や琴浦町シルバー人材センター、その他実施可能な事業者を活用して実施することにより遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなど鳥獣被害が見られる場所は、ワイヤーメッシュ、電気柵など鳥獣被害防止対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域内で排せつされた家畜排せつ物は、堆肥舎等で完熟堆肥化し地域の農用地に供給し、化学肥料の低減を図る。
- ③認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織など地域農業を担う者等が取組むスマート農業を進めるため、機器導入及びオペレーター人材の育成・確保に努める。
- ⑦農地の保安全管理については、中山間直接払交付金制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、住民相互の活動により保安全管理を行う。
- ⑧集落内にある堆肥舎等については、近隣農地への環境に配慮し、家畜排せつの堆肥化を適切に行うため施設管理を行い、必要に応じて修繕などを行い衛生管理に努める。また、酪農家の継続的な営農を図るため、牛舎等の適切な飼養管理が図れるようスマート農業技術を活用した機器の導入、温度管理等のしやすい省エネ等環境に配慮した牛舎の改修等を行う。このほか水門を含む水路・畦の管理については、集落協定または活動組織により維持・補修を行う。また、担い手のニーズに基づき、畑地において灌がい施設を要する箇所にはニーズにあわせ、国営灌漑畑かんの敷設など灌がい施設を整備する。
- ⑨酪農家や畜産農家からの家畜排泄物については、堆肥化し自給または希望する地域内農用地で活用するものとする。
- ⑩-1集落営農や集落協定等において生じているマンパワー不足を補うため、人材確保のほか集落や組織・団体の連携を図り、地域全体で一体的に取組む方法を検討する。
- ⑩-2アンケートから営農組合等組織し、農地を拡大し高付加価値作物の栽培販売を検討している提案があったことから、そばの栽培加工や景観作物の作付などについて、営農組合等を組織し、集落マスタープランなどに基づいて取組む助成制度など取組みに向けて検討を行う。